

# 日本林業技士会

## 代表会員選出規程

(平成15年4月1日制定)

### (代表会員選出の根拠)

第1条 定款第5条の2に定める代表会員の選出及び付帯する事項については、この規程による。

### (代表会員の定数及び支部等への配分)

第2条 代表会員の定数は、50名とする。

- 2 前項のほか、理事は代表会員とする。
- 3 第1項に定める定数の配分については、2年毎に当該年の4月末日現在における正会員の総数に対する比例計算により、支部会員(支部の置かれている都道府県内の会員をいう。以下同じ。)及び本部直結会員(支部の置かれていない都道府県内の会員をいう。以下同じ。)別に行う。
- 4 支部会員における各支部に対する配分については、前項により算出された数を先ず全支部に1名宛配分し、次いで残余の数を各支部の支部会員数に対する比例計算により行う。
- 5 本部直結会員に対する配分については、第3項により算出された数とする。

### (代表会員の選出方法等)

第3条 代表会員の選出にあたっては、公平かつ民主的な方法で会員の意見が反映されるよう努めるものとする。

- 2 支部においては、支部総会又はそれに準ずる機関において選出し、その結果を速やかに本会会長へ報告するものとする。
- 3 本部直結会員からの選出については、理事会において行う。

### (代表会員の任期)

第4条 代表会員の任期は、選出された年の4月1日から2ケ年間とし、再選を妨げないものとする。

- 2 代表会員に欠員が生じた場合に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (代表会員権の委任)

第5条 代表会員は、総会における議決権その他の権利を他の代表会員若しくは会員に委任し、又は総会議長あて委任状を提出することができる。

### (公示)

第6条 本会会長は、選出された代表会員名を会報において公示するものとする。

**(費用負担)**

第7条 代表会員の総会出席に要する旅費その他の費用については、これを負担しない。

**(オブザーバーへの配慮)**

第8条 代表会員以外の者の総会出席及び議決権以外の権利行使については、可能な限り配慮するものとする。

**付 則**

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項及び第4項の規定に拘わらず、支部の新設等の変更があった場合は、変更後の支部会員数に対応して再計算を行うことができる。
- 3 第4条第1項の規定に拘わらず、平成14年度において選出される代表会員の任期は、平成15年9月1日から平成17年3月31日までとする。